

## 防災に係る協力体制に関する協定書

「大阪市（平野区役所）」（以下「甲」という。）と「大阪教育大学（附属幼稚園、附属平野小学校、附属平野中学校、附属高等学校平野校舎及び附属特別支援学校）」（以下「乙」という。）は、防災に係る協力体制に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、大阪市平野区内で災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における被災者及び避難者に対する支援体制の充実並びに、平時における乙に在籍する生徒、児童及び園児並びに保護者に対する防災教育を充実させるため、甲及び乙の相互協力に関し必要な事項を定める。

### （用語の定義）

第2条 この協定書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（以下「法」という。）第2条第1号に定めるものをいう。

### （協力要請等）

第3条 甲及び乙は、第1条に掲げる目的を達成するため、相互に協力を要請し、この協定の内容に従って可能な限り協力に努めるものとする。

2 甲及び乙は、協力の要請を行う場合は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭等により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

### （協力内容）

第4条 前条に規定する協力の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 災害時における救援物資の集積、配送等の拠点としての乙の施設の一部（以下「対象施設」という。）の提供
- (2) 災害時における救助要員やボランティアの活動拠点としての対象施設の提供
- (3) 平時における乙に在籍する生徒、児童及び園児並びに保護者に対する防災教育に関する支援
- (4) 防災に関する研究及び情報の提供
- (5) 法第49条の7に基づき災害時における指定避難所として指定された施設の提供
- (6) その他災害に関し相互に協力が必要と認められる事項

### （対象施設の提供等）

第5条 前条第1号及び第2号に規定する協力の内容に関する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 対象施設は、乙内施設の乙の指定する場所とする。
- (2) 対象施設の管理は、甲が善良なる管理者の注意義務をもって甲の責任において行う。
- (3) 甲乙は、必要に応じて随時協議し緊密な連携を図る。
- (4) 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、対象施設の利用を終了した場合は、当該施設の原状回復を行い、速やかに引き渡すものとする。

(防災教育に関する支援)

第6条 甲は、乙において行われる防災教育の取組において、甲の職員の派遣や資料の提供等が必要となる場合は、第4条第3号の規定により、協力を努めるものとする。

(防災に関する研究及び情報の提供)

第7条 甲及び乙は、災害時に想定される課題解決を図るため、第4条第4号の規定により、防災に関する研究及び情報の提供に関し相互協力を努めるものとする。

(費用)

第8条 第4条第1号及び第2号に規定する対象施設の提供及び設備の利用に係る費用は、無償とする。

2 第4条の協力を要した費用であって大阪市長が必要と認めるものは、甲が負担する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも書面による協定終了の意思表示がないときには、この協定の有効期間を1年延長するものとし、以降この例による。

(協議)

第10条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、この書面を6通作成し、甲乙双方が署名の上、各1通をそれぞれ保有する。

令和7年3月13日

甲	大阪市	協定締結担当者	平野区長	<b>武市 佳代</b>
乙	大阪教育大学			
	附属幼稚園		園長	<b>小松 孝至</b>
	附属平野小学校		校長	<b>山田 周二</b>
	附属平野中学校		校長	<b>石橋 紀俊</b>
	附属高等学校平野校舎		校長	<b>藤井 睦子</b>
	附属特別支援学校		校長	<b>西山 健</b>